

○国土交通省令第一百十号

海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律（昭和四十五年法律第三百三十六号）第四十三条の八第一項及び第五十四条の規定に基づき、海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

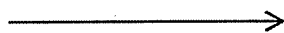
平成二十年十二月二十六日

国土交通大臣 金子 一義

海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律施行規則の一部を改正する省令

海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律施行規則（昭和四十六年運輸省令第三十八号）の一部を次のように改正する。

第四号の二様式を次のように改める。



第4号の2様式（第37条の17関係）

（注 0は、0.5センチメートル（コンテナに付す標札については、1.25センチメートル）以上とする。）



部 分	色 彩
地	白
線	黒
記 号	黒

## 附 則

### (施行期日)

1 この省令は、平成二十一年一月一日から施行する。

### (経過措置)

2 この省令による改正後の海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律施行規則第四号の二様式については、平成二十一年十二月三十一日までは、なお従前の例によることができる。